

法律文書錬成講座第7回（刑事訴訟法）問題

2018年12月19日実施

次の設例について、問いに答えなさい。

警察官Pは、2018年9月30日午後9時30分ころ、同僚警察官Qとともにパトカーで大阪市内を警邏中に、「X町で殴り合いの喧嘩。一人が倒れていて動かない。」との無線連絡を受けた。Pらはこの連絡を受けて現場に急行し、中年の男性Aと額から血を流してその傍に座り込んでいる若い男性Bを発見した。Pはその場でA、Bに対して職務質問を開始した。その場での質問により、BがAの殴打によって転倒し、路面に頭を打ち付けてけがをしたことが判明した。しかし、周囲に10数人がA、Bらを遠巻きにして様子を見て否かにたため、路上で質問を続行することはできないと考えたPはAの腕をとって「派出所まで来てもらうよ」と告げてパトカーの後部座席に乗せた。Qはこの間、Bの様子を見ていたが、出血があることから手当てが必要であると考え、Bを同じ車両の前部座席に乗せて、喧嘩の現場から500メートルほど離れた派出所の方向へ向かった。

ところが移動中にAは、上着の左ポケットから小さな金属製のケースを取り出し、パトカーの窓から路傍の植え込みに投げ込んだ。それに気づいたPがAに「何を捨てた」と聞いたところ、Aはふて腐れたまま、「知らん」とだけ答えた。そこでPは、「午後9時40分、暴行罪で現逮や、手錠かける」と告げ、Aの右手に手錠をかけ、その手錠の片方を座席のヘッドレストにつないで車を降り、植え込み内を探した。するとAが捨てたと見られる地点にアルミケースが落ちており、中に白い粉末が入っているのが見えた。車両に戻ったPがAに対し「おまえのやな、中身は覚せい剤か」と尋ねたが、Aは何も答えず、代わりにBが「A、もうあかんわ。逃げようがない」とAに声をかけたうえ、ケース内の粉末が覚せい剤であり、BがAから買い受けるはずであったこと、売買の金額で折り合いがつかず、喧嘩になったことを認めた。

派出所に到着後、その粉末が覚せい剤であることを確認したPは、9月30日午後11時30分ころ、AをY警察署に引致し、Aに対し、暴行及び覚せい剤所持の事実について現行犯逮捕手続書を作成した。また、Pは、同じくY警察署に移動させたBについて応急的な手当てをしたうえで、Bから覚せい剤がAの所持していたものであることを認める供述を得て調書を作成した。その後、PはBを帰宅させ、AについてはY警察署留置場に収容した。Pは、翌10月1日午前9時にAに対して覚せい剤所持の事実でも逮捕した旨を告げ、逮捕後の手続と覚せい剤に関する取調べを行った後、10月2日午前9時にAを検察官に送致した。

問い あなたがAの送致を受けた検察官であるとしたら、Aに対する捜査についてどのような対応をするべきかを検討しなさい。その際、Aに対し勾留請求をするべきか否かについても判断を示すこと。

出題趣旨

被疑者の逮捕・勾留について、その要件や手続について正確に理解しているか、またその理解を前提にして、具体的事例に即して要件の適合性判断や、手続の適法性判断ができるかどうかを問う問題である。

なお、設例では、①暴行事件について職務質問のための同行の途中で対象者 A が車外に物を投棄し、②その物について調べる際に A に現行犯逮捕する旨を告げて手錠をかけたこと、③派出所に同行後に A が捨てた物が覚せい剤であることが確認されたこと、④警察署に到着後、A に対して暴行と覚せい剤所持の事実で現行犯逮捕手続書を作成したこと、⑤ただし、覚せい剤所持の事実での現行犯逮捕の告知は翌日の朝に行われていること、を具体的な事情として与えている。これらの事情を勾留請求についての判断に際して適切に指摘しているかも問う趣旨である。

採点基準

①暴行の事実で逮捕した点について

刑訴法 212 条 2 項の要件提示と当てはめができているかどうか（212 条 1 項の現行犯ではないことの指摘があれば加点）。逮捕時点がいつであるのかの指摘が必要。2 項のどの号に該当するのかも指摘が必要（犯人である A にではなく、被害者とみられる B に 212 条 2 項 3 号にあたり得る事実があることの評価に言及していれば加点。この点に関しては、被逮捕者には異常はないが、行動を共にしていた共犯者の衣服に血痕が付着していた場合に同号を満たすとした東京高判昭和 62 年 4 月 16 日が参考になる。）。さらに、手錠かけた時点が逮捕時点であるとした場合には、逮捕の必要性についてどう考えるかも問題になり得るので、A が捨てた物を探すために手錠をかけたことをどう評価するかについても言及があることが望ましい。

②上記①の現行犯逮捕前の、職務質問と質問のための任意同行

警職法 2 条の規定に照らしてその適法性判断をしていれば、加点してもよい（ただし、この職務質問と任意同行の適否が、逮捕の適法性に影響し得るかどうかについて言及されていることが望ましい）。

③覚せい剤所持の事実での逮捕について

現行犯逮捕の要件を満たしているかどうかの検討、逮捕時点をいつと考えるかについて指摘が必要。現行犯逮捕の要件を満たさないと考えた場合の検察官としての対応（緊急逮捕に切り替えて、令状を得てから勾留請求するなど）について検討している場合には加点（この点は、暴行の逮捕についても現行犯逮捕の要件を満たさないと考えた場合も同様であるが、暴行は緊急逮捕できる犯罪ではない）。

④逮捕後の手続について

暴行の事実については、現行犯逮捕する旨を手錠をかけたときに告げている。しかし、覚せい剤所持については、夜 11 時 30 分過ぎには現行犯逮捕手続書を作成したにもかかわらず

らず、翌日の午前 9 時に逮捕した旨を告げている。この点についての評価が必要。権利告知や弁解録取については設例では触れていないが、刑訴法 203 条により、これらの手続が必要であることをしてあれば加点。

⑤検察官としての判断（結論）について

勾留請求する場合には、勾留の要件があることを確認できていることが必要。勾留請求できないと考えるのであれば、逮捕の違法、勾留の要件（理由又は必要性がないなど）に照らした判断を示すことが必要。

事案から導かれる判断としては、暴行については勾留請求しない（軽微性と罪証隠滅の余地が小さいこと）が、覚せい剤所持の事実については、一旦形式的に釈放し、緊急逮捕に切り替え、令状を得てから勾留請求する、という結論が想定される（現行犯逮捕についての基本判例とされる京都地決昭和 44 年 11 月 5 日についてきちんと学んでいれば、この結論に行き着くはずである）。しかし、これ以外の結論もあり得る。結論の当否で点数を上下するのではなく、事実の指摘と論理的な思考過程が示されていれば、結論の如何にかかわらず、高い点数を与えてよい。